

令和7年度第3回文京区公契約審議会 議事概要

日 時：令和7年11月10日（月）午前10時から午前11時57分まで

場 所：文京シビックセンター15階 入札室

出席者

（委 員） 磯崎初仁、望月由佳、山口巖、二木玲子、大辻成季、太田至豪

（事務局） 竹田弘一総務部長、木口正和総務部契約管財課長、佐久間英一総務部契約管財課
主査、貴答要総務部契約管財課契約係長

傍聴者：3人

1 開会

●会長 皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第3回文京区公契約審議会を開催したいと存じます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今回は、答申文を固めるという課題がございます。積極的にご意見をいただくとともに、会議の円滑な運営にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。それでは、議事に入る前に事務局から定足数の報告と配付資料の確認をお願いします。

●契約管財課長 それでは、初めに会議の定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員がご出席いただいておりますので、文京区公契約条例施行規則第8条第2項の規定により本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をお願いいたします。本日は、次第と資料第1号の答申案、それから太田委員からご提出いただきました資料1枚、合わせて3点を追加でお配りしてございます。そのほか、第1回、第2回にお配りした資料についても、必要に応じてご確認いただく場合がございますので、ご用意いただければ幸いでございます。

お手元の資料に不足等がございましたらお知らせいただきますようお願いいたします。

●会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

2 議題

令和8年度労働報酬下限額について

●会長 次第の2になります。

令和8年度労働報酬下限額について、区長から諮問がございまして、この間、2回にわたり慎重に審議を重ねてまいりました。本日は答申の内容を決定したいと考えております。

まずは、事務局から資料の説明をお願いいたします。また、事情の変更などがあった場合には、それを考慮することが前回の決定事項でしたので、この間に把握した情報などについても併せてご報告をいただければと思います。

●契約管財課長 それでは、他区の状況とその他の指標についてご報告申し上げます。

まずは、他区の状況になりますが、本区を含めた5区においては、今週中に会議を開催し、労働報酬下限額をそれぞれ決定する見込みでございます。それ以外の6区につきましては、12月頃に決定される見込みでございます。なお、一部の区では、年明けに決定する予定もあるようです。あわせまして、特別区では、今年度新たに品川区と豊島区が労働報酬下限額を定める予定になっておりまして、令和8年度は品川区と豊島区も労働報酬下限額を決定することが見込まれております。

続きまして、具体的な審議の内容について、各区の会議録などから確認できた範囲で申し上げますと、工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額では、熟練労働者や一人親方については、多くの区で本区と同様に公共工事設計労務単価の90%を乗じる方向で議論がされていると認識しております。また、見習い・手元等の労働者の下限額につきましては、そもそも見習い・手元等の労働報酬下限額を設定していないところが1区ございます。さらに、別の1区では、委員からも情報提供がありましたように、軽作業員の単価の70%を75%に引き上げることで審議が進められているとのことです。この2区を除く他区については、基本的に昨年度と同様に、軽作業員の単価に70%を乗じる方向で審議が行われているようです。

あわせまして、業務委託契約などの労働報酬下限額については、多くの区でおおむね1,400円台から1,500円台の範囲で審議が進められている状況でございます。また、これに関連しまして、10月14日に特別区人事委員会の勧告がございまして、内容といたしましては、全体として3.8%の引上げを勧告したものでございます。

このほかの指標として、東京都区部の消費者物価指数についてですが、今年7月までの数字については既にお示しのとおり、7月の段階で総合の指標が2.9でしたが、その後の8月、9月が2.5、10月は2.8と、大きな変動は見られない状況です。また、ハローワークにおける求人の上限・下限賃金の平均額につきましても、4月から6月までの期間と、4月から9月までの期間を比較したところ、5円から10円の増加が見られましたが、全体として大きな変化は見られませんでした。状況の変化については以上のとおりでございます。

次に、本日お配りした資料第1号についてもご報告いたします。これまでの状況を踏まえ、事務局としては、第2回までの審議会でご審議いただきました見込額1,470円について、基本

的にこれを変更するまでの事情変更はないものと判断いたしまして、答申案を作成いたしました。資料第1号をご覧ください。1の工事等の労働報酬下限額につきましては、熟練労働者及び一人親方について、引き続き公共工事設計労務単価に100分の90を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当とするものです。（2）では、それ以外につきまして、軽作業員の単価に100分の70を乗じて得た額を1時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当とするものです。

次に、2の工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約につきましては、見込額としてご決定いただきましたとおり1時間当たり1,470円とし、指定管理協定につきましても、2と同額になりますが、文京区外に所在する施設の指定管理協定については、所在する県の最低賃金額に、今回東京都の最低賃金に対する1時間当たり1,470円の額の増加率を乗じて得た額とするのが妥当とするものであります。

●会長 この間の状況についてご報告をいただきました。5区が今週決定予定ということですが、決定済みのところはありますか。

●契約管財課長 はい、まだございません。

●会長 5区は具体的にどこの区が分かりますか。また、1,400円台から1,500円台というのは、もう少し具体的に分かりますか。

●契約管財課長 1,400円台後半から1,500円台前半で議論されているようです。それ以上に詳細については、現時点では分からない状況です。

●契約管財課主査 各区のホームページなどによりますと、足立区、千代田区、品川区などが今週中に審議会を開催することが予定されており、そこで労働報酬下限額が決定されることが想定されます。これらの区については、例年、2回目または3回目の会議で決定されていますので、その可能性が高いと考えられます。

●会長 それでは、今のご報告と諮問に対する答申文について、ご意見や確認事項などはございませんでしょうか。

●委員 未熟練の下限額について、もう一つ別の区では、未熟練という考え方をやめて軽作業員と同じにする案が検討されているようです。また、前回の会議でご要望させていただきましたが、実際の現場において未熟練工がどのくらいいるのかということが、もし把握できているようであれば、ご報告をお願いします。

●契約管財課長 今年度に公契約条例の適用対象となりました案件のうち、合計10件について現場での周知状況を確認しました。そのうち工事が6件、委託が4件です。現場の方々とお話

する中で得られた情報の一部を申し上げますと、最近では軽作業員に該当する人はあまり見かけないということや、見習い・手元に該当する労働者の仕事内容については、熟練労働者と一緒に作業し、熟練労働者の作業をサポートしているということでした。また、現在の見習い・手元の労働報酬下限額については、実態を踏まえると妥当だといったことや、低くはないが心情的にもう少し高くしてあげたいといったご意見がありました。

●委員 未熟練工の労働報酬下限額が軽作業員の単価の7割となった経緯について、その後いろいろと話を聞いていくと、当初手元で働いているような方々の賃金を逆算すると、軽作業員の単価の7割が妥当ではないかという見解があったということです。ただし、このことはかなり以前に決めた話であり、その後、建設業の従事者が益々減っていき、国でも第三次扱い手3法を通じて労働者の賃金確保に努めている状況の中、このままでは、業界を担っていく方が入ってこない懸念があります。未熟練工が軽作業員の単価の7割という設定は、一定の講習を受けてからでないと現場作業ができないような危険職種において、本当に若手が夢を持って入ってくるのか疑問が残ります。

●契約管財課長 前回も議論がありましたが、今年度の下限額で考えると、見習いについては日当ベースで約1万3,000円となります。実際の求人情報などを調べた範囲ではありますが、この金額が他と比べて著しく低いといったことはありませんでした。また、この金額はあくまでも下限額であり、必ずしもこの金額でなければならないわけではありません。この金額を下回ってはいけないというルールですので、最終的には各事業者の求人状況に応じて調整されることになると考えております。

●委員 建設業とほかの業種を比べると、有効求人倍率が著しく高いわけです。つまり、募集枠では確かにそのとおりかもしれません、市場価格との乖離があるために有効求人倍率が高くなってしまう場合もあるかと思います。後ほど、意見書についてご報告いたしますので、そこでも共有させていただければと思います。

●会長 今の点についてですが、100分の70を乗じて算定する方法は、現時点では11区あるかと思います。この11区において見直しを行うような動きは、事務局が承知しているところありますか。

●契約管財課長 前回に情報提供いただきました区以外で、見直しを検討しているような情報は把握しておりません。

●会長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

●委員 先ほど事務局からご報告があった点について、追加の情報を共有させていただきます。

まず、近隣の豊島区が最近条例を制定しました。文京区に続き、品川区、豊島区が条例を制定し、合計15区となります。また、大田区、板橋区、荒川区も条例制定に向けて具体的な検討を進めているようです。聞くところによると、後から条例制定する区は、直近の制定区の条例を参考にしているようです。文京区の条例は、ILO型で理想的であり、他区が模範とするような条例であることは間違いないと思いますが、それに見合った運用を審議会委員の立場として進めていきたいと思っているところです。そのため、労働報酬下限額も文京区に見合ったものであるべきと考えております。

先ほど、事務局から他区の状況についてご報告がありましたが、我々も他区の審議会を傍聴し、大体の状況を把握しております。我々が知る限りでは、現時点で最も低いところでも1,496円で検討中となっており、おそらくここも1,500円になっていくかと思います。最も高いところでは1,600円台という区もありますが、全体的には1,500円台で推移している状況です。1,470円というのは、現時点では最も低い金額となっています。

●会長 いずれにしても、まだ最終的な決定はしていないということですね。気になる情報もありましたが、一方で、事務局から説明がありましたように、前回の審議以降、大きな事情の変更はないということでした。また、他区の状況については、未定の部分が多いと思われます。前回の決定では、工事・製造以外の請負契約や業務委託契約等について見込額を1,470円としましたが、それに関して、これ以上高くなるのは厳しいというご意見も事業者側の委員からありました。このような状況を踏まえ、今回の答申案の内容で決定したいと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員 先ほどは情報共有のために申し上げましたが、委員の立場で提案させていただきます。前回の審議会での議論を踏まえて、1,470円で合意がなされたが、他区の状況などを見て、文京区が最下位になるようなことがあれば再検討の余地はあるという話があったかと思います。前回に仮決定された金額が制定区の中で真ん中ぐらいに位置していれば、その金額でということになったかと思います。金額の決め方については、制定区の前年度平均値をベースに考えていることから、非常に合理的な方法だと考えています。ただし、公契約条例の動きが非常に活発であり、他区も様々な社会経済情勢を反映している状況にあります。初年度はやむを得ないとしても、毎回のように文京区が最も低い金額というのは、全体のバランスからしても適正ではないと考えています。これは単純な計算式だけで決まるものではありません。例えば基準地価を見ると、文京区は23区で8位です。基準地価の平均が186万、坪単価の平均が616万です。中央区や港区、渋谷区に比べると低くなりますが、それでもほかの区と比べたときに、文京区

の位置というのは、一番下ではないという感覚を持っておりますので、改めてそのようなことを確認させていただければと思います。

●会長 ほかの委員はいかがでしょうか。前回、おおむねこの方向で決めたところではございますが、直近の事情などを考えると、もう少し見直すべきではないかというご意見がございました。

●委員 他区と比べて真ん中に位置することが大事だということではないと思いますが、確かに地価が高ければそれだけ生活費にも関わるわけで、それぞれの地域に合わせた形で設定していく必要があります。もう少しバランスを見たほうがいいと思います。

●会長 事務局からご説明がありましたように、消費者物価指数などはそれほど大きな変動はなく、上昇が著しいということではありませんでした。また、ハローワークでの求人の賃金も同様の状況にあります。その上で、他区の状況をどこまで考慮すべきかについては悩ましいところですが、まずは客観的な数値を基に判断するということが基本ではないかと思います。それから、事業者団体側のご意見もあるかと思いますので、いろんな物価が上昇する中で人件費を引き上げることは大変厳しい側面もあるのかと思います。また、区においては、当初予算の目安として、前回決定した金額を基に動いている状況ですので、ここで決定内容を変更することには慎重さが求められていると感じております。

●委員 原材料の価格が上昇する場合には、原材料費について修正を行い、人件費とは別に考慮していただく必要があります。また、現在の1,470円の妥当性についてですが、消費者物価指数の上昇そのものではなく、ベースになっている生活費がそれぞれの区で違うので、そのような視点から修正を進めていくことが重要だと考えます。

●委員 どうしても1,500円というつもりはありませんが、前回の2回でいろいろと議論した上で、3回目があるというのは、そこで必要があれば微調整をするということを想定しているからだと思います。区の予算編成が進められている中で、府内に再度周知する手間がかかるかもしれません、区の予算においてその分を見積もるかどうかというだけの話かと思いますので、ここで10円、20円を上乗せしたとしても、その分を事業者側がそのまま負担しなければならないわけではありません。もし微調整が少しでも可能であれば、他区との均衡や適正な水準の観点から検討していただければと思います。

●委員 近隣区と比較すると、どうしても張り合ってしまう状況になってしまいます。文京区は今年度に1,295円でスタートし、令和8年度については、まだ2年目の金額です。実際にこの金額によって入札案件がうまくいかないとか、応募する事業者が少なくなるといった状況を

見ながら、前回決定した1,470円で来年度をスタートすることが必要ではないかと思います。他区と比べて真ん中辺りが良いといった、根拠のないイメージだけで決めてしまうのは問題があると思います。175円アップすることが来年度にどのような影響をもたらしたかなどを確認しながら、3年目に向けて検討を進めていくことが重要だと思います。

●委員 これはあくまで下限額を決めるということなので、実際の募集においては、他区との金額差に関係なく、働く人と雇用側が提示する条件によって決まると考えられます。一つの表にして他区と比較してしまうと、高いのか低いのかという議論になりがちですが、実際のところ、この額で働いている人の割合は分からないところだと思います。

●契約管財課長 条例の運用開始から半年程度しか経っておらず、詳細な分析まではできておりませんが、これがあることによって、入札の不調が増えたとかは確認されておりません。また、この金額で働いている方の割合については、十分に把握できていない状況ですが、基本的には契約ごとに違いがあるものの、該当する方は少ないのではないかと考えております。

次に、1,470円について別の視点でご説明いたしますと、東京都の最低賃金は昨年と今年を比較して5.4%増加しています。一方で、本区の労働報酬下限額は1,295円から1,470円に引き上げた場合、13.5%の増加となります。最低賃金の増加率と比較してもかなりの上昇であり、最低賃金との比率も昨年度は最低賃金1,163円に対して1,295円で約1.1倍でしたが、1,470円を1,226円で割ると、およそ1.2倍になります。最低賃金との差も昨年度と比べて広がることになります。

また、もし他区全体の平均が1,500円になったと仮定した場合、昨年度の平均が1,368円だったことから約1割の上昇となります。文京区の増加率は13.5%の上昇であり、これは他区全体の平均の上昇率を上回ることになりますので、補足させていただきます。

●委員 最低賃金が上昇した場合、最低賃金近傍労働者がどのくらいいるのかというデータがあり、約2割から3割弱の方が最低賃金プラス100円程度の範囲で働いているという情報があります。今の話のように、実際その金額で働いている方がどの程度いるのかが分かると来年度の一つの参考指標になると思いました。

また、下限額を1,470円に大きく引き上げた場合の影響についてですが、公契約条例は文京区だけが運用しているわけではなくて、近隣区を含め、広く展開されています。他区では、その金額でも経営が成り立つと判断し、一定の合意が得られているものと思います。北区や台東区、千代田区も労働報酬下限額を設定し、事業者は求人募集を行っていることから、これらの区と歩調を合わせて条例を面で展開していくことが重要だと思います。

●委員 最低賃金の引き上げ幅と公契約の上げ幅がリンクして議論されることは確かに多いのですが、条例の趣旨はそれとは少し異なると考えています。最低賃金は、主に高校生のアルバイトなどに適用される最低限の賃金として決められるものと考えています。一方、公契約条例は、公的な事業において、責任を持ち、事故や手抜き工事を防ぎ、一定の品質を確保するためには、適正な報酬を確保することを目的としています。公が発注する事業や工事については、例えばスポットワークのようにアルバイトが頻繁に入れ替わるといったことは避けるべきと考えております。

金額については、私一人で10円、20円の引き上げを主張しても、皆さんの賛同を得られなければ、成立しませんので、会長を含め皆さんによろしければこのままでも構いません。

●委員 先ほど、事務局からもご説明いただいたように、1,470円という金額については、2回の審議を踏まえ決定しましたし、計算根拠にも一定の合理性があると考えています。必ずしも他区に歩調を合わせる必要はないものの、もし他区が1,500円台となると30円以上の差が生じることになります。そうすると、私たちの議論の中で何か考慮すべき事項を見落としているような懸念が出てきます。適正な基準を見つけるのが非常に難しいと感じているところ、例えば、他区の審議会の例のように真ん中ぐらいの順位を目指すということはある程度の基準になるかもしれません、あまり他区の状況を意識しすぎるのも良くないと思っています。

●契約管財課長 労働報酬下限額を設定している各区の平均を見ると、令和5年度から6年度は約7%弱の上昇があり、次の6年度から7年度には約10%上昇しています。7%から10%に増加した背景としては、特別区人事委員会勧告において、特に若年層の給与上昇率が大きかったことが影響していると考えております。例えば、高卒者の事務職で見れば、約15%の上昇がありました。このような状況により全体の上昇率を引き上げたと考えております。今年度の人事委員会勧告では、高卒者の給与上昇率は10%で、少し抑えられた状況になっています。仮に他区の平均が1,500円台に乗るとしたら、7年度から8年度も10%以上の上昇ということになります。

●委員 あとどれくらいの金額を上乗せすれば良いのかの判断が非常に難しいと感じております。例えば、5円アップなのか、10円アップなのか、それとも30円アップが適切なのか、その辺りが非常に迷うところです。あと幾らというようなところは、何か根拠のようなものがあつて、この結論になるというようなものが欲しいなという気はします。

●委員 文京区は、前年の平均と最低賃金の上昇率で割り戻していることから、前年の内容を基にしているため、今年の内容が十分に反映されない可能性があります。8月下旬に確定して

しまうと、他区がどのような意見を持っているのかが分からないので、トレンドに乗り遅れる可能性も考えられます。計算式は根拠が明確で分かりやすく、誰が見ても妥当だと説明できるものですが、例えば、計算式により算定された1,441円を1,470円に引き上げた決定も、皆さんの話し合いの中で合意されたものです。少なくとも20円程度の調整について、もう一度議論しても良いのではないかと思います。

●会長 そうすると、根拠をどうするかという大きな問題はございますが、金額を決めなければなりません。1,470円に10円程度を追加して1,480円とするのはいかがでしょうか。今年度と比べると、既に13.5%の引き上げとなっているため、他区の状況を気にしすぎると、高くなりすぎてしまいます。

●委員 工事とは異なる分野ですので、あまり無責任なことは申し上げられませんが、この金額を引き上げるということは、結果的に区の予算も上がるということになりますよね。そうすると、特に事業者側の負担額が増えるわけではないので、ある程度ならいいような気もいたします。

●会長 見込額からさらに10円程度上がることについて、予算編成に与える影響はどのようなものでしょうか。

●総務部長 最終的に予算編成にどの程度の影響が出るかは、現時点では何とも申し上げられませんが、変更する場合は、至急、全庁的に周知し、見積もり金額が低く設定されている場合は、修正をお願いするような事務作業が各セクションで生じることになります。ただし、我々の立場からすれば、委員の皆様のご議論の結果、決定された答申をいただく立場にありますので、その答申を踏まえ、対応していくことが重要と考えております。

●委員 皆さんのがこの金額で良いと言うことであれば、承知いたします。

●委員 プラス10円と申しましても、結構大きいという感じもしますが、もし皆さんのがこれで了承ということであればよろしいという気はします。

●会長 そのほかいかがですか。よろしいですか。

●委員 大丈夫です。

●会長 それでは、前回から金額が変わることになりますが、答申案で申し上げますと、2のところで1時間当たり1,470円とするのが妥当であるということでしたが、これを1,480円に変更します。その他の文章については、特に変える必要はないかなと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

●会長 それでは、皆さんの同意をいただきましたので、この答申案については、1,470円を1,480円に変えた上で、ご承認いただくということでよろしいでしょうか。工事等についても検討課題はございますけれども、このような内容で答申するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

●会長 異議がございませんでしたので、この案で労働報酬下限額の答申を決定させていただきたいと思います。それでは、議事の（1）については以上ということでございますが、この後の流れなどについて、事務局からご説明いただけますでしょうか。

●契約管財課長 会長からのご説明のとおり、資料第1号に記載された1,470円を1,480円に修正した上で、会長の決裁をいただき、答申書を決定してまいります。その際、内容に変更がない範囲での文言調整については、昨年度と同様に会長と事務局で調整の上、決定させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。決定後の答申書につきましては、委員の皆様方にメールにてお知らせいたします。また、答申書は事務局を通じて区長に提出いたしますので、ご了承ください。さらに、答申をいただい後、その内容を踏まえ、区長による決定を経まして、業務委託などに関する労働報酬下限額については、11月下旬頃に告示を予定しております。また、工事請負契約に関する労働報酬下限額については、令和8年度に適用される公共工事設計労務単価が公表された後の2月末に告示を行う予定です。

●会長 今後の流れについてはよろしいでしょうか。それでは、次第の2を終了いたします。

3 その他

●会長 次に次第の3、その他に入りたいと存じます。

まず、太田委員から情報提供のお申出をいただいておりますので、資料のご説明をお願いいたします。

●委員 労務費の基準に沿った運用について、来年度への申し送り事項として、情報共有させていただきます。昨年の通常国会において、第三次扱い手3法が成立しました。これを受け、中央建設業審議会に設置された労務費の基準に関するワーキンググループが建設事業者の処遇改善を目的とした労務費の基準について、今年12月に答申する予定です。この資料は、その答申前の審議会資料を基に作成したものです。

文京区においても、工事における労務費が建設技能者の賃金原資として確実に確保されるよう入札段階での労務費の確保を徹底するとともに、元請から下請、さらに二次下請以下へと適正に行き渡るよう周知や賃金・報酬の支払実態の把握に努めていただくことを求めますという

内容です。

左下の表をご覧ください。建設工事請負契約に特有の課題がありまして、発注段階での金額が一次下請、二次下請と下がっていく中で、材料費の高騰分に充てられてしまうような状況があります。公契約条例では、賃金に規制をかけるものですので、労務費が適切に行き渡るかという点は、この審議会の話ではないという側面があるものの、契約の入り口のところがしっかりとしないと賃金原資の確保が難しくなります。条例の趣旨を徹底するためにも、労務費をしっかりとやってほしいというところです。このことについては、今後国のガイドラインにおいて新たに示される予定です。

右側の表をご覧ください。中央建設業審議会からの勧告により、労務費の基準すなわち適正な労務費を著しく下回る見積りや契約締結を禁止するというものです。このことは、区と元請業者との間だけでなく、その下請業者間においても、同様に著しく下回る契約を禁止するものになります。

1番の賃金・報酬の原資となる労務費の行き渡りの確保については、大手ゼネコンでは、公共工事の入札時において材工別枠発注することが検討段階に入っていますので、この部分も入札に限らず、その下のところも含めて問い合わせていただく必要になると思います。

次のページの2番は、労働報酬下限額の設定に関する内容です。現在、労働報酬下限額については、一般職種では、公共工事設計労務単価の90%、未熟練については軽作業員の労務単価の70%で設定されていますが、国が示す新たな基準では、表に記載されているように、CCUSレベル1から4までに分けられます。これらのレベルは、就業日数、保有資格、マネジメント経験の三つによって決定されます。国土交通省が示すCCUSレベルの定義によると、最も低いレベル1は初級技能者（見習い）であり、次のレベル2は一人前の技能者とされ、レベル3や4になるとマネジメント経験が求められることになります。労働報酬下限額はあくまでも下限額を示すものであるため、レベル1やレベル2を踏ました係数をご検討いただきたいと考えております。軽作業員の70%に設定した場合、レベル1の半額程度となってしまい、今回国が示すガイドラインに合わなくなる可能性があります。この点については、他区と歩調を合わせていくことになるかと思いますので、どのように反映できるのかをご検討いただきたいと思います。

次に3番の作業実態に即した職種分類についてです。このことについては、前回と前々回にもお話をさせていただきましたが、未熟練の実際の作業内容が軽作業員であるのかということについては、引き続きご確認いただきたいと思います。また、②の労働報酬下限額の設定における整合性についてですが、ほかの職種が90%であるのに対し、未熟練が軽作業員の70%になつ

ている点については整合性に欠けると思います。ベテランの軽作業員と職種別の見習い、CCUS レベル1未満というのは分けて考える必要があると思っています。

●会長 大変重要な情報をいただきましたが、事務局で何かありますか。

●契約管財課長 ご案内いただきましたとおり、現在、ワーキンググループにおいて議論が進められており、その答申を踏まえ、国において具体的な制度設計が行われると思いますので、今後の動向について注視して、契約事務に反映すべき事項について検討してまいりたいと考えております。

●委員 今年の12月に国から新たな基準が公表される予定ですので、まずはそれがどのような内容なのかを見ていくとともに、その内容については、公契約条例にも反映させることがあるかと思いますので、できれば昨年と同様に、答申の中に附帯意見として盛り込むことが望ましいと考えております。

また、質問になりますが、先日、杉並区が前払金を一律4割にするというニュースが報じられました。昨今の物価高騰、特に労務費の上昇に伴い、スライド条項を適用して、上昇分を事業者負担にしないよう契約変更するといった内容でした。そこで、文京区の工事について、前払金の制度は、どのようなルールになっているのでしょうか。

●委員 一律4割という決まりですが、上限が4億円となっていますので、請負金額が12億の場合、その4割は4億8,000万円となりますが、4億円までが前払金として出されるということになります。

●委員 指定管理や複数年契約の場合に、労務費単価が上がっていくときに、その部分はどのようにになりますか。

●契約管財課長 指定管理者制度については、年度協定を締結しますので、基本的には年度ごとの下限額を適用し、もし下限額を下回る場合には、下回らないように見直しを行うことがあります。

●委員 その分については、事業者側からの申告制ということですか。

●総務部長 基本的には、指定管理者制度においては、例えば5年間の指定管理協定を締結する場合でも、金額については单年度の年度ごとの協定を結び、そのときの情勢を踏まえて検討、協議を行って、毎年度の指定管理料を決定していく流れとなっています。もちろん、事業者の言い値でというわけではありませんが、区としても状況を確認した上で、その年度の指定管理料を決めていくことになります。

●委員 委託についても、複数年契約はありますか。

●契約管財課長 物によっては、複数年契約もあります。また、補足として申し上げますと、例えば工事契約においても、労働単価が上がったときには、スライド条項により自動的に反映されるわけでなく、工事ごとに事業者から申入れがあって、区と事業者が協議の上、適切な金額に反映させる流れとなります。また、指定管理協定や委託についても、基本的には一律に変更されるのではなく、個別に調整を行うのが基本となります。

●会長 他の委員はいかがでしょうか。その他の事項としてよろしいですか。

(なし)

●会長 それでは、事務局から今後の流れなどについてご説明をいただきたいと思います。

●契約管財課長 来年度についてご報告いたします。委員の皆様方におかれましては、任期が2年間となっておりますため、来年度は各団体様に委員の推薦をお願いする予定です。年度が明けた4月頃に各団体の皆様へ推薦依頼を行う予定であり、新たな任期の委員の決定は5月以降となる見込みです。なお、8月の会議開催については、各団体へ推薦依頼を行い、推薦が内定した段階で日程調整を進めてまいりたいと考えております。

●会長 それから、前回ご意見があった部分について、何かありましたら教えていただけますでしょうか。

●契約管財課長 先ほども関連するご指摘ましたが、実際、公契約条例が適用される現場については、職員が現地で周知状況を確認するほか、条例制定前から実施している取組として、社会保険労務士の方にご協力いただいて、労働条件のモニタリングを行っております。こちらにつきましては、公契約条例が適用される事業者も含め、引き続き専門家の方々にご協力をいただきながら、労働条件が適切に整備されているかどうかを確認してまいります。その中で、公契約条例に関する課題も把握していきたいと考えております。

●委員 前回の審議会の後に、私どもの社会保険労務士会文京支部と連絡を取りまして、現在、文京区と10年くらい取り組んでいる労働条件モニタリングについて、より一層しっかりと取り組んでほしいということをお話させていただきました。引き続き、しっかり見させていただければと思っております。

●委員 その労働条件モニタリングの中で、例えば時給が幾らであるとかについて、統計的な資料の作成は可能でしょうか。

●契約管財課長 このモニタリングでは、職員全員の給与や年収の具体的な金額、また、時給の具体的な金額に関する情報を収集しているわけではありません。基本的には、様々な労働関係法令の規定に則っているかどうかを書面や実地で確認するものでございます。

- 委員 労働報酬下限額を満たしているか否かというチェックはありますか。
- 契約管財課長 それについては、受注者に提出していただくチェックシート方式の報告書を提出いただくことで確認しておりますが、社会保険労務士会に依頼している労働条件モニタリングというのは、労働条件全般についてのチェックなので、公契約条例に特化したものではありません。
- 委員 そうですね。
- 委員 先ほどの審議の中で、労働報酬下限額を引き上げた場合にどのような影響があるのかについて話がありましたが、それに対しては、このモニタリングで情報を把握することはできないということでしょうか。
- 契約管財課長 直接的にその影響を把握することは難しいということになります。
- 委員 当初、労働法令を遵守できているかどうかを確認することでしたので、賃金の支払方法や労働時間の管理、実際の働き方などを確認することが主な内容になっておりまして、金額の細かな追跡まではおそらく行われていないと思います。
- 契約係長 労働条件モニタリングの場合は、最低賃金法に基づいて、最も低い賃金がいくらなのかという調査までは行っています。工事請負契約については、最も低い賃金単価は1日幾らというところを記入していただいております。
- 委員 そうすると、それによって金額がどのくらいかの把握はできるということですかね。
- 委員 条例の目的の一つに、人材確保があると思います。下限額の設定について、いろいろと議論を重ねていますが、しっかりと人が確保できているかどうかの方が、金額以上に重要なことだと思っています。現場では、実際にどうなっているのかが見えにくいところがあるので、可能であれば、例えば給食調理や清掃、警備など特に命に関わる業務委託の現場を最優先に、欠員が出ているかどうかを検証すべきだと考えています。特に、最近都内では小学校改修工事に伴い、給食調理室が狭くなっているケースもあり、そのために現場で働く方々の負担が増しているような話を伺っています。そのことと人員の確保がリンクするかどうかは分かりませんが、現場の声として、困難を感じている実情がありますので、そのような検証も大事なことだと思っています。
- 委員 先ほどのモニタリングに関して、お伺いします。委託業務の場合は下請が少ないと思想いますが、工事の場合は重層下請構造になっていることが多いため、どの段階まで賃金について確認できるのか教えてください。
- 契約管財課長 一義的には直接区が発注した事業者が対象となりますので、まずはそこにつ

いて確認することが主たる内容となっております。

●委員 下限額の確認までは難しいということですか。

●契約管財課長 下請事業者とは直接区の契約関係にありませんので、あくまでも受注者とのヒアリングの中で確認できる範囲となります。

●委員 各区でも全建総連が現場を回って、賃金調査をしていますが、実際のところ行き届いていない部分があります。今後、その点について、何かありますか。

●契約管財課長 条例の実効性を更に高めるために、他に出来ることはないかと考えておりますが、引き続き検討していく必要があると思います。

●委員 ある区の例をご紹介いたしますと、おととし、元請の現場監督が公契約条例を認識しているかどうかを現場訪問により確認したところ、認識している割合は約2割でした。しかし、その後、条例の周知徹底を図った結果、今年度は約5割にまで向上したとのことでした。そのようなことから、周知は繰り返し行っていく必要があると思います。また、条例の効果については、最終的な事業者の賃金にまでリンクしなければ、政策的な意義が薄れてしまう可能性がありますので、その点についても研究していただければと思います。

●契約管財課長 条例が適用される工事を請け負う段階においては、この条例の遵守が前提となっており、下請事業者も含めた仕組みになっております。また、チェックリスト方式の報告書もご提出いただいている状況です。ただし、実際にどこまで徹底されているのかを確認する手段については、今後も研究してまいりたいと考えております。

●会長 大変重要なやり取りをしていただいたと思います。公契約条例の実効性を確保していくことは非常に重要なと思いますので、こういった点についても引き続き意見交換していきたいと思います。

また、事務局にお願いがございまして、他区の今年度の状況について、任期中に把握したいと思いますので、令和8年度の労働報酬下限額について、情報提供していただきますようお願いいたします。

●契約管財課長 承知いたしました。

●会長 皆様もよろしいでしょうか。まだ任期が残っておりますので、その後の状況をしっかりと見届けたいと思います。

●委員 附帯意見を答申に載せられないかというところに関しては、いかがでしょうか。

●会長 進行としては、一応、2の議事のところで決定しておりますが、どのようなことでしょ

●委員 先ほどの議論に関連して、労働報酬下限額を設定することの効果がどのようにあったかということについて、労働条件モリタリングでは難しいということでありました。そのため、ほかに何かできることはないかということで、工事の分野に関しては、特に第三次扱い手3法による労務費の基準について研究していただければと思います。

●会長 そうすると、そのことは議事録に記録するだけでなく、答申書の附帯意見としても載せたいということでしょうか。

●委員 確かに答申書に記載すべき内容なのか疑問に思う内容を掲載している自治体の例もあります。議事録に記録して、次年度の確認事項として扱うのも一つの方法ではあります。

●委員 今年の12月に示される労務費の基準などは非常に重要な基準になると思いますので、それに関する内容については、答申の附帯意見として記載する方が望ましいと考えます。

●会長 趣旨としては、来年度以降、実態の把握に努めるということと法改正の内容に注視し、必要な対応を検討していただきたいということでよろしいですか。これまでのやり取りは共有されていると思いますので、事務局と私で調整させていただいて載せるということでおよろしいでしょうか。附帯意見ですので、拘束力はあるわけではないと思いますが、区長に対してお願いするというスタンスで考えていただきたいと思います。議事の中で答申内容を一旦確定いたしましたが、附帯意見として、このような趣旨を掲載することとし、その内容については会長と事務局で調整するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

●会長 それでは、その他の事項についてもご発言いただいたように思います。先ほどもご案内がありましたとおり、今回の審議会が実質的に最後になるということでございます。事務局から何かございますか。

●契約管財課長 それでは、今、会長からもお話ありましたように、一応このメンバーの皆様でご審議いただくのは今日の会議が実質的には最後になりますので、事務局を代表いたしまして、総務部長の竹田から一言ご挨拶を申し上げます。

●総務部長 本日も積極的なご審議を賜りありがとうございました。皆様におかれまして、本日を含め、今年度全3回にわたり会議にご出席いただき、重ねてお礼申し上げます。また、昨年度に引き続き、皆様方から貴重なご意見を賜り、心より感謝申し上げます。本日をもちまして、今年度の審議会は予定していた全ての会議を終了いたしますが、議事の内容確認など、今後もご連絡させていただくことがございますので、引き続きご協力のほどよろしくお願ひいたします。また、来年度については、審議会委員の改選時期を迎えることになります。皆様の現

在の任期については、来年の7月31日までとなってはおりますが、8月以降に来年度の審議が始まりますので、本日の会議が、実質的には任期中最後の会議となる見込みでございます。改めまして、皆様のご協力とご尽力に感謝申し上げますとともに、引き続きご指導賜りますよう、お願ひ申し上げます。

最後に、各委員の皆様方から一言ずつご感想やご意見などお伺いできれば幸いでございます。本日は誠にありがとうございました。

(各委員の挨拶)

4 閉会

●会長 それでは、それぞれ心のこもったご挨拶をいただきまして、本当にありがとうございました。今日も2時間になってしまいまして、お忙しい中恐縮でございました。また、議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第3回文京区公契約審議会を閉会したいと存じます。ありがとうございました。